

## 阿久比町要介護認定等調査委託実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条第2項に規定する調査（以下「認定調査」という。同法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）を同法第24条の2第1項又は第28条第5項（同法第29条第2項、第30条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき委託することに関し、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (調査員の要件)

第2条 認定調査を行う者（以下「調査員」という。）は、介護支援専門員（法第24条の2第1項の規定に基づき委託をする場合は、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を含む。以下同じ。）の資格を有し、かつ都道府県等において行われる認定調査に関する研修を修了していなければならない。

### (認定調査の実施方法)

第3条 町長は、認定調査を委託するときは、当該調査を受託する法人、事業者若しくは施設又は介護支援専門員（以下「受託者」という。）に対し、認定調査の対象者、実施場所並びに立会人及び連絡先を通知するものとする。

2 受託者は、前項の通知があったときは、当該対象者に対し、前条の要件を満たす調査員による認定調査を実施し、その結果を町長が定める期日までに所定の調査票により報告しなければならない。

3 調査員は、認定調査に従事するときは、前条に規定する資格及び研修修了を証明する書類を携行し、対象者から求められたときは、これを提示しなければならない。

### (受託者の責務)

第4条 受託者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令を遵守するとともに、町長の指示に従い、誠実かつ公正に認定調査を実施すること。
- (2) 受託した認定調査の全部又は一部を第三者へ再委託しないこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を委託契約中及び満了後又は解除後においても他に漏らさないこと。
- (4) 認定調査の実施において事故等が発生したときは、直ちに町長に報告すること。

(委託料)

第5条 認定調査の委託料は、受託者所在地の実情に応じ、予算の範囲内で町及び受託者が合意した額とする。

(委託料の支払い)

第6条 受託者は、業務終了後、速やかに委託料を請求するものとする。

2 町長は、受託者から前項に基づく適正な請求書が提出されたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(認定調査の受託に係る届出)

第7条 受託者は、認定調査の受託に関し、調査員が第2条に規定する要件を満たしていることを確認できる書類を添えて、要介護認定等調査受託届（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。